

2020年度版

約46%
割引!!

～日山協山岳共済会会員様限定～

山岳保険のご案内

《団体総合生活補償保険(MS&AD型)》

登山コース ハイキングコース トレランコース スポーツクライミングコース

山岳共済会の保険は下記全てをカバーできます。※加入タイプによって補償内容が変わります



登山中に遭難し捜索・救助
費用が発生したとき



登山中に
ケガをしたとき



ケガにより
死亡されたとき

月々
220円程度
のご負担より
ご加入できます。
(ハイキング1タイプ
の場合)



ケガにより
後遺障害が残ったとき



ケガで入院
されたとき



ケガで手術を
受けたとき



自転車で行中、歩行者にぶつかり、
ケガをさせたとき

●登山中に限らず日常生活でのケガも補償されます。
(日常生活賠償保険は日常生活での事故による賠償責任も補償されます。)

昨年1年間*の保険金支払いは約9,850万円 (*2018年7月1日～2019年6月30日)

- 今年度、保険商品の改定のため、保険料および職種の取扱いが変更となっております。詳細は1ページをご参照ください。
- この保険は、「日山協山岳共済会」が保険契約者となる団体契約です。
- この保険のお申込人(=加入者)となれる方は「日山協山岳共済会会員」のみとなります(以下、「会員」とします。)
- 会員は、毎年、会費が必要です。
詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご確認ください。
- 会員の方ならどのタイプでもご加入できる制度です。「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。
- 「山岳共済会のしおり」もあわせてご確認ください。

日山協山岳共済会

お問い合わせ

日山協山岳共済会山岳共済事務センター 月～金 10:00～17:00(土・日・祝祭日除く)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-7-11-707

TEL 03-5958-3396 FAX 03-5958-3397

Eメールアドレス sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

ホームページ <https://sangakukyousai.com>

代理店・扱者 瀬田工業有限会社

TEL 03-3983-8702

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部営業第二課

TEL 03-3259-4061

(コピーしてお使いください)

事故報告書

(日山協山岳共済会・団体傷害保険制度)

山岳共済事務センター 行

FAX 03-5958-3397 (TEL 03-5958-3396) (報告日: 年 月 日)

山岳連盟(協会) * 所属の場合			
山岳団体名 * 所属の場合			
保険ご担当者			
ご連絡先	(住所) (日中つながる電話)	(FAX)	
共済加入者氏名			
会員番号		加入タイプ	

おケガをされた方 (被保険者)	フリガナ		フリガナ	
	氏名		住所	〒
	生年月日	T S H R 年 月 日 (才)	電話	()
			職業	
他の保険契約	有 無 不明	保険会社	保険種目	証券番号

『それでは事故の内容をお聞かせください。』	事故日	令和 年 月 日	午前 午後	時 分頃	おケガの部位に ×印をして下さい		おケガの部位 頭 顔 首 肩 胸 腹 背 腰 上肢 下肢 手指 足指 其他	おケガの症状 打撲 切創 骨折 脱臼 捻挫 火傷 欠損 其他
	事故場所	都道府県 市区郡 区町村 (山)	傷害	右 左				
	事故状況		通	信				
	免許証 (種類) (No.) (有効期限) 年 月 日まで							
	医療機関	① 病院 整骨院 ② 病院 整骨院	電話 ()	電話 ()				
	入院	有 無	月 日 ~ 月 日 (日間)					
	入院した場合で手術の有無	有 無	手術名 ()	就業不能期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	通院	有 無	月 日 ~ 月 日 (日間)	届出警察	警察署 届出年月日 年 月 日	届出人 ()	受理番号 ()	
	治療中 治療済	治療見込時期	年 月 日頃					

* 事故状況欄に記入しきれない場合は、別紙にてご報告ください。(報告フォームは問いません)
* 遭難捜索費用(救援者費用)・日常生活賠償の場合、事故状況欄に詳細ご記入願います。

共済事務センター受付日	代理店受付日	公務開発2受付日	損害サービスセンター受付日

＜前年度からの変更点＞

- 1) 損害保険料算出機構による傷害保険参考純率の改定を受け、保険料を改定しました。
- 2) 保険商品が団体総合生活補償保険（MS & AD型）に変更となります。これにより職種級別に分け隔てがなくなるので、職種にかかわらず同じ保険料となりました。

お申込のお手続きについて

【前年のご加入状況でお手続き方法が異なります。】		
前年度のご加入内容	今年度の加入・お支払内容	今年度のお手続き方法
■前年度口座振替で ご加入の方	継続してご加入される場合 前年度と住所・氏名・電話番号の変更がなく、前年と同じ加入タイプを希望の場合	変更・脱退のお申し出が無い限り前年ご加入の内容に応じたタイプで自動継続いたします。本年度のお手続きは不要です。
	前年度から住所・氏名・電話番号の変更がある方、加入タイプを変更されたい方	「山岳保険加入申込票」左上の「加入内容を変更する」に○をご記入し、変更後の全内容をご記入・ご署名のうえ、2月10日(月)までにご提出ください。
	前年度の保険料振替口座を変更される方	「山岳保険加入申込票」の左上の「口座を変更する」に○をし、変更後の口座情報をご記入・ご署名のうえ、2月10日(月)までにご提出ください。
	今年度は保険加入しない方	「山岳保険加入申込票」の左上の「継続しない」に○をご記入し、ご署名のうえ、2月10日(月)までにご提出ください。
■前年度お振込みで ご加入の方 ■前年度webで中途 加入された方	継続してご加入される場合 今年度より口座振替をご希望の方	「山岳保険加入申込票」左上の「今年度より口座振替開始する」に○を記入し、必要事項をご記入・ご署名のうえ、2月10日(月)までにご提出ください。
	・前年度同様、お振込でご加入の方 ・(前年度webで中途加入された方のみ) 今年度は、お振込をご希望の方	「払込取扱票」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、3月23日(月)までにお振込みください。お振込額は「保険料+年会費の合計」となります。
	今年度は保険加入しない方	お手続きは不要です。

4月1日補償開始で更新・新規申し込みをご希望の方

1. お振込でお手続きをご希望の方

同封させて頂いております「払込取扱票」でのお手続きとなります。
ご希望の加入タイプの年払保険料と共済会年会費合計でお振込みください。
更新の方：印字内容に誤りがないかご確認後、加入タイプ・ご職業をご記入いただきご署名してお振込みください。
※前年度ご加入時期によって印字がない場合がございます。印字のない場合漏れなくご記入いただきお振込みください。
新規加入の方：「払込取扱票」に漏れなくご記入いただきお振込みください。

お振込でお申込みの場合の申込締切

2020年3月23日(月)

※上記締め切りは4月1日補償開始の場合の締切です
4月15日以降ご加入をご希望の方は次ページをご確認ください。

2. 口座振替(自動引落)でお手続きをご希望の方

- ①更新の方
ご加入内容に変更がない場合お手続きは不要です。前年度と同内容で継続されます。
ご加入内容の変更をご希望の場合は次ページをご確認ください。
- ②口座振替を停止される方(2020年度継続加入されない方)
口座振替の停止手続きが必要です。次ページをご確認ください。
- ③新規に口座振替をご希望される方
口座振替依頼書のご提出が必要です。
詳しくは次ページをご確認ください。

口座振替の申込締切日

2020年2月10日(月)必着

※口座振替でお申込みの場合4月1日開始のみとなります。
中途加入をご希望の場合はお振込でのお手続きとなります。

前年度口座振替にてご加入の場合、変更・脱退のお申し出がない限り前年ご加入の内容にて自動継続となります。

○申込締切日までにご加入の方・自動継続加入の方の保険期間（年間契約）

- 保険期間 ●今年度より新たにご加入される方：2020年4月1日午前0時～2021年4月1日午後4時までの1年間
●昨年度より継続してご加入される方：2020年4月1日午後4時～2021年4月1日午後4時までの1年間

- アイゼンやピッケル等の登山用具を使用する登山をご希望の方 → 「登山コース」
●上記登山用具を使用しない登山をご希望の方 → 「ハイキングコース」／「トレランコース」／「スポーツクライミングコース」

口座振替による引き落としをご希望の方（4月1日補償開始の場合のみ）

「口座振替」をご利用いただけます。

- 口座振替依頼書をご提出いただき、口座振替によるお引き落としのうえ、ご加入の方は、翌年度以降も自動継続の取扱いとなります。
- 一度手続きをされますと、翌年度以降も自動継続されますので、加入忘れの心配や払込みに出かける手間が省けます。

○＜自動継続の取扱いについて＞

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

「山岳保険加入申込票」にて、必要事項をご記入のうえ、金融機関の口座届出印を押印し、返信用封筒にて山岳共済事務センターまでご返送ください。

（1）申込みに必要なもの：「山岳保険加入申込票」

（2）申込締切日について：口座振替ご希望のお客さまよりご返送いただく書類は

2020年2月10日（月）必着とさせていただきますので、間に合いますようにご投函をお願いいたします。

（3）口座振替日について

前年度口座振替でご加入の方で保険料振替口座が前年と同じ方…**2020年2月27日（木）に、**
前年度口座振替でご加入の方で保険料振替口座を変更される方…**2020年3月27日（金）に、**
今年度から新規で口座振替をされる方…**2020年3月27日（金）に、**ご指定の口座より引き落としとなります。
一度のみのお引き落としとなりますので、残高のご確認をお願いします。ご指定できる金融機関は以下の通りです。

- ◆全ての都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、JA（一部を除く）、信託銀行（三菱UFJ、みずほ、三井住友）
- ◆その他 商工中金、ジャパンネット、セブン、楽天、住信SBIネット、イオン、新生、シティバンク
- ◆信用組合等の預金口座からの自動振替をご希望の場合は、山岳共済事務センターまでご照会ください。

（4）口座届出印の印鑑相違等で、口座振替依頼書に不備があった場合のお手続きについて

口座届出印の印鑑相違、金融機関名記入誤り等の不備があった場合には、口座振替ができません。事務センターからお送りするご案内をご確認のうえ、今年度は払込取扱票でのお手続きをお願いいたします。「山岳保険加入申込票」の記入例は3ページをご覧ください。

口座振替に関するQ & A

【質問】口座の残高不足で、共済会費と保険料の引き落としができませんでした。どうすればいいのですか。

【回答】残高不足等で振替ができなかった場合には、お払込みのご案内をお送りしますので、締切日までにゆうちょ専用払込取扱票でお振込みください。

【質問】前年度から加入内容の変更を希望する場合どのような手続きをすればよいですか。

【回答】同封させて頂いております「山岳保険加入申込票」（3枚複写の用紙）の「加入内容の変更をする」に○をし変更内容をご記入いただき、ご署名のうえ、返信封筒にてご返送ください。

【質問】口座振替を停止したい場合どのような手続きをすればよいですか。

【回答】同封させて頂いております「山岳保険加入申込票」（3枚複写の用紙）の「継続しない」に○をしご署名頂き、返信封筒にてご返送ください。

【質問】引落口座を変更したい場合どのような手続きをすればよいですか。

【回答】同封させて頂いております「山岳保険加入申込票」（3枚複写の用紙）の「口座を変更する」に○をし口座振替依頼書をご記入いただき口座届出印を押印し、返信用封筒にてご返送ください。

口座振替依頼書提出締切（新規申込・変更・停止共通） 2020年2月10日（月）必着

口座振替日 **前年度口座振替でご加入の方で保険料振替口座が前年と同じ方…2020年2月27日（木）**

前年度口座振替でご加入の方で保険料振替口座を変更される方…2020年3月27日（金）

今年度から新規で口座振替をされる方…2020年3月27日（金）

4月15日以降ご加入希望の方（更新、新規）

払込取扱票によるお振込でのお申込みとなります。（口座振替でのお申し込みはできません。）

振込金額は保険開始月の保険料と年会費の合計金額です。

*4月6日以降4月20日までにお振込みの方は、5月1日からのご加入となりますので5月の保険料と年会費の合計金額です。

○中途加入の方の補償期間

中途加入も可能です。1日から補償開始する場合の加入締切日はその前月の20日、15日から補償開始する場合の加入締切日は当月の5日とさせていただきます。締切日が土・日・祝祭日の場合、翌営業日まで受付いたします。

例）7月1日午前0時から加入したい場合、**6月20日**が締切です。

7月15日午前0時から加入したい場合、**7月5日**が締切です。

※上記の場合、いずれも7月加入となり、保険料は同額です。

日山協山岳共済会山岳共済事務センターにご加入のお申込みをされ、振込を確認出来た方に限り、2021年4月1日午後4時まで保険が有効となります。

〈中途加入の考え方〉

補 償 期 間	申込締切日
翌月1日午前0時～2021年4月1日午後4時まで	20日
当月15日午前0時～2021年4月1日午後4時まで	5日

会員証の発送について



会員証が届かないわ。

発送までにお時間を頂戴する場合がございます。下記をご参照ください。



会員証（保険加入者証）発送について（貼り合わせハガキでのご送付となります。）

- 1) 4月1日始期の方…お振込みの場合はお振込み順に3月より順次発送いたします。
- 2) 中途加入の方…補償開始日後のご送付となります。
- 3) 口座振替の方…3月～4月中のご送付となります。

※団体（山岳会等での）加入の場合は保険担当者様宛にまとめてご送付いたします。

※会員証（保険加入者証）の有無は保険の効力には影響ありません。加入者証がお手元に届くまでの間も、補償開始日から保険の効力は発生します。

中途加入について



締切に間に合わなかった！中途加入っていつまでに手続きすればいつから加入できるの？

下記をご確認ください。中途加入は専用の払込取扱票でのお手続きになるため、すぐにご加入されない場合でも払込取扱票は捨てずに保管ください。



4月15日以降ご加入希望の方(更新、新規)

払込取扱票によるお振込だけのお申込みとなります。(口座振替でのお申し込みはできません。)

振込金額は保険開始月の保険料と年会費の合計金額です。

*4月6日以降4月20日までにお振込みの方は、5月1日からのご加入となりますので5月の保険料と年会費の合計金額です。

締切日

4月15日補償開始の方の締切日は 4月 5日 4月の保険料と年会費

5月 1日補償開始の方の締切日は 4月20日 5月の保険料と年会費

○中途加入の方の補償期間

中途加入も可能です。1日から補償開始する場合の加入締切日はその前月の20日、15日から補償開始する場合の加入締切日は当月の5日とさせていただきます。締切日が土・日・祝祭日の場合、翌営業日まで受付いたします。

例) 7月1日午前0時から加入したい場合、6月20日が締切です。

7月15日午前0時から加入したい場合、7月 5日が締切です。

※上記の場合、いずれも7月加入となり、保険料は同額です。

日山協山岳共済会山岳共済事務センターにご加入のお申込みをされ、振込を確認出来た方に限り、2021年4月1日午後4時まで保険が有効となります。

〈中途加入の考え方〉

	締 切 日	補 償 期 間
①	20日	翌月1日午前0時～2021年4月1日午後4時まで
②	5日	当月15日午前0時～2021年4月1日午後4時まで

引き受け制限について

本制度は、加入者の皆さまの相互扶助の制度であり、安定的かつ公平性のある運営を目指しています。本パンフレット掲載保険始期の「3年度前から起算した過去2年間*」で保険金支払事故が10件以上あった方は、次年度継続加入をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

*過去1年間の起算点は4月1日とします。

本パンフレットの保険始期が2020年4月1日の場合、2017年4月1日～2019年3月31日での保険金支払事故となります。

本年度の割引について

割引について 団体割引30%、大口割引10%、過去の損害率による割引15%が適用されます。

団体割引、大口割引については、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

「登山コース」

日山協山岳共済会会員の方ならどのタイプでもご加入できる制度です。
「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライ
ミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。



前年度口座振替でご加入の方は、お申し出がない限り自動継続されます。

「登山コース」とは	●傷害事故による死亡・後遺障害・入通院・手術（注1）に加え、遭難搜索費用（注2）がセットされているコースです（入通院・手術はセットありのタイプ、セットなしのタイプがあります。）。 （注1）死亡・後遺障害・入通院・手術については、国内・海外を問わず、標高6000m以上の高い山の登山での事故以外であればお支払いすることができます。 （注2）遭難搜索費用（遭難時の費用）については、日本国内の登山のみが対象*となります。疾病が原因の遭難の場合でもお支払対象となります。 *海外において登山を行われる方は、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問い合わせください。 ●ピッケル、アイゼン、ザイル等の登山用具を使用する登山中（フリークライミングを含むロッククライミング、冬山登山等を含みます。）の傷害事故を補償し、日本国内において遭難した場合の支出費用をお支払いします（加入タイプによって限度額が異なります。）。もちろん、前記の登山用具を用いない登山（ハイキング等）中や日常生活での傷害事故もお支払対象となります。 ●日常生活上の事故による賠償責任補償付
申込条件	●この保険のお申込人（＝加入者）となれる方は「日山協山岳共済会会員」（以下、「会員」とします。）のみとなります。 ●<u>会員は、毎年、会費が必要です。</u> ※詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご確認ください。
お支払例	・登山中に遭難し、警察によって救出された際に発生した費用 ・下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山せず、親族が搜索を地元の消防団等に依頼した際に発生した費用

注意事項

（各コースの保険料の注意点）

- 3月21日～4月5日までにお申込みをされる方は4月開始の保険料をご覧ください。
お振込み完了された方は4月15日午前0時より補償開始となります（新規加入の場合）
*団体（山岳会等での）申込の場合は「振替払込受付証明書（お客さま用）」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。
- 4月6日～4月20日までにお申込みをされる方は5月開始の保険料をご覧ください。
お振込み完了された方は5月1日午前0時より補償開始となります（新規加入の場合）
*団体（山岳会等での）申込の場合は「振替払込受付証明書（お客さま用）」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。

なお、締切日が上記の通り20日と5日の2回設定されていますので、お申込みをされる際には、希望保険タイプ・保険期間・お振込日のご確認をよろしくお願いいたします。

「登山コース」の保険タイプ

下記は約46%割引を適用した保険料です。

職業による区分はありません。

(1) 保険始期日が4月1日の方

会員は毎年会費が必要です。

入通院補償付タイプがおすすめ!

昨年からの1年間*で入院は265件、通院は759件のお支払い事案がありました。

(*2018年7月1日～2019年6月30日の支払実績)

1Sタイプ・1Cタイプ・1Dタイプなら、ケガによる入院にも備えることができます!



保険金額	契約基本タイプ					
タイプ名	1S	S	1C	C	1D	D
傷害死亡・後遺障害※1	100万円	100万円	250万円	250万円	500万円	500万円
遭難捜索費用	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円	300万円
傷害入院保険金日額	1,000円	なし	1,500円	なし	2,000円	なし
傷害手術保険金※2	○		○		○	
傷害通院保険金日額	500円		700円		1,000円	
日常生活賠償※3	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
年払保険料	7,330円	4,450円	12,430円	8,290円	18,570円	12,820円

※1 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

※2 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

※3 日常生活賠償の補償がないタイプは20ページをご確認ください。

(2) 中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

タイプ名 補償開始月	1S	S	1C	C	1D	D
4月	7,330円	4,450円	12,430円	8,290円	18,570円	12,820円
5月	6,730円	4,080円	11,400円	7,600円	17,020円	11,750円
6月	6,110円	3,710円	10,370円	6,910円	15,480円	10,690円
7月	5,510円	3,340円	9,320円	6,220円	13,930円	9,620円
8月	4,890円	2,970円	8,280円	5,520円	12,380円	8,550円
9月	4,280円	2,590円	7,260円	4,840円	10,830円	7,480円
10月	3,670円	2,230円	6,230円	4,150円	9,300円	6,420円
11月	3,070円	1,860円	5,170円	3,450円	7,740円	5,340円
12月	2,440円	1,480円	4,150円	2,770円	6,190円	4,270円
1月～3月	日山協山岳共済会山岳共済事務センターまでお問い合わせください。					

○中途加入の加入締切日は、4ページをご確認ください。

「ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース」

日山協山岳共済会会員の方ならどのタイプでもご加入できる制度です。
「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。



前年度口座振替でご加入の方は、お申し出がない限り自動継続されます。

「ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース」とは

- 傷害事故による死亡・後遺障害・入通院・手術（注1）に加え、救援者費用（注2）がセットされたコースです（通院はセットありのタイプ、セットなしのタイプがあります。）。
（注1）死亡・後遺障害・入通院・手術については、日本国内外問わず、初心者でも可能な普通の登山（ハイキング等）の場合にお支払いすることができます*1*2*3。
（注2）救援者費用については、日本国内外問わず、ピッケルやアイゼン、ザイル等の登山用具を用いなくても対応可能な登山中に要した、捜索・救助活動に対する費用をお支払いいたします*1*2。ただし、救援者費用等保険金は急激かつ偶然な外来の事故による費用が補償の対象となりますので、疾病が原因で事故が発生したときは、救援者費用は補償の対象外となります*4。
- *1 ピッケルやアイゼン、ザイル等の登山用具を使用する登山や、フリークライミングを含むロッククライミングは、本コースではお支払対象外となりますのでご注意ください（この場合には「登山コース」にご加入ください。）。
- *2 スポーツクライミングは、本コースで補償対象となります。
 - ・ボルダリング（下に衝撃吸収マットを敷いた高さ3～4メートル程度の石垣や露岩、人工壁を、プロテクションを使わずに手足のみで登るものをいいます。）
 - ・屋内施設でのクライミング
 - ・屋外の人工壁におけるクライミング（ただし、安全確保のためのロープを使用するものに限ります。）
- *3 トレランも対象となります。
- *4 海外でのハイキング中の疾病（高山病等）による捜索・救助活動に対する費用補償を希望される場合、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問い合わせください。
- 日常生活上の事故による賠償責任補償付（一部に日常生活賠償がないタイプもございます。）

申込条件

- この保険のお申込人（＝加入者）となれる方は「日山協山岳共済会会員」（以下、「会員」とします。）のみとなります。
- 会員は、毎年、会費が必要です。
※詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご確認ください。

お支払例

・ハイキング中、遭難してしまった際に発生した捜索・救助費用

注意事項

（各コースの保険料の注意点）

- 3月21日～4月5日までにお申込みをされる方は4月開始の保険料をご覧ください。
お振込み完了された方は4月15日午前0時より補償開始となります（新規加入の場合）
*団体（山岳会等での）申込の場合は「振替払込受付証明書（お客さま用）」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。
- 4月6日～4月20日までにお申込みをされる方は5月開始の保険料をご覧ください。
お振込み完了された方は5月1日午前0時より補償開始となります（新規加入の場合）
*団体（山岳会等での）申込の場合は「振替払込受付証明書（お客さま用）」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。

なお、締切日が上記の通り20日と5日の2回設定されていますので、お申込みをされる際には、希望保険タイプ・保険期間・お振込日のご確認をよろしくお願いいたします。

「ハイキングコース」の保険タイプ

下記は約46%割引を適用した保険料です。

職業による区分はありません。

(1) 保険始期日が4月1日の方

会員は毎年会費が必要です。

通院補償付タイプがおすすめ!

昨年からの1年間*で入院は265件、**通院は759件**のお支払い事案がありました。

(*2018年7月1日～2019年6月30日の支払実績)

Ⅱタイプなら、ケガによる通院にも備えることができます!



保険金額	契約基本タイプ	
タイプ名	I	Ⅱ
傷害死亡・後遺障害(*1)	200万円	400万円
救援者費用	500万円	500万円
日常生活賠償(*2)	1億円	1億円
傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします	
傷害通院保険金日額	なし	1,500円
年払保険料	2,620円	6,930円

(*1) 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

(*2) 日常生活賠償の補償がないタイプは20ページをご確認ください。

(2) 中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

補償開始月 タイプ名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
I	2,620円	2,400円	2,180円	1,970円	1,750円	1,530円	1,320円	1,090円	870円	日山協山岳共済会 山岳共済事務セン ターまでお問い合わせください。		
Ⅱ	6,930円	6,350円	5,790円	5,200円	4,620円	4,050円	3,480円	2,880円	2,310円			

○中途加入の加入締切日は、4ページをご確認ください。

「トレランコース」

- ・トレランコースは、ハイキングコースの保険金額を、トレイルランニング愛好の方向けに変更したものです。補償内容等の詳細は、7ページをご覧ください。
- ・「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。



「トレランコース」の保険タイプ

下記は約46%割引を適用した保険料です。

職業による区分はありません。

(1) 保険始期日が4月1日の方

会員は毎年会費が必要です。

保険金額	トレランコース			
タイプ名	TR1	TR2	TR5	TR6
傷害死亡・後遺障害(*)	200万円	200万円	200万円	200万円
救援者費用	500万円	300万円	500万円	300万円
日常生活賠償	1億円	1億円	なし	なし
傷害入院保険金日額	1,500円	2,000円	1,500円	2,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします			
傷害通院保険金日額	なし	1,000円	なし	1,000円
年払保険料	2,620円	4,690円	1,660円	3,730円

(*) 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

(2) 中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
TR1	2,620円	2,400円	2,180円	1,970円	1,750円	1,530円	1,320円	1,090円	870円	日山協山岳共済会 山岳共済事務セン ターまでお問い合わせください。		
TR2	4,690円	4,300円	3,910円	3,530円	3,130円	2,740円	2,350円	1,950円	1,560円			
TR5	1,660円	1,520円	1,380円	1,250円	1,110円	970円	840円	690円	550円			
TR6	3,730円	3,420円	3,110円	2,810円	2,490円	2,180円	1,870円	1,550円	1,240円			

○中途加入の加入締切日は、4ページをご確認ください。

「スポーツクライミングコース」

- ・スポーツクライミング^(※1)コースは、ハイキングコースの保険金額を、スポーツクライミングご愛好の方向けに変更したものです。補償内容等の詳細は、7ページをご覧ください。
- ・「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。



「スポーツクライミングコース」の保険タイプ

下記は約46%割引を適用した保険料です。

職業による区分はありません。

(1) 保険始期日が4月1日の方

会員は毎年会費が必要です。

保険金額	スポーツクライミングコース	
タイプ名	CL 1	CL 3
傷害死亡・後遺障害 ^(※2)	200万円	200万円
救援者費用	300万円	300万円
日常生活賠償	1億円	なし
傷害入院保険金日額	2,000円	2,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします	
傷害通院保険金日額	1,000円	1,000円
年払保険料	4,690円	3,730円

- (※1) ・ボルダリング（下に衝撃吸収マットを敷いた高さ3～4メートル程度の石垣や露岩、人工壁を、プロテクションを使わずに手足のみで登るものをいいます。）
・屋内施設でのクライミング
・屋外の人工壁におけるクライミング（ただし、安全確保のためのロープを使用するものに限りです。）
- (※2) 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合（100%～42%）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
（注）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

(2) 中途加入の方（補償開始日が4月1日以外の方）の保険料

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
CL1	4,690円	4,300円	3,910円	3,530円	3,130円	2,740円	2,350円	1,950円	1,560円	日山協山岳共済会 山岳共済事務セン ターまでお問い合わせください。		
CL 3	3,730円	3,420円	3,110円	2,810円	2,490円	2,180円	1,870円	1,550円	1,240円			

○中途加入の加入締切日は、4ページをご確認ください。

(ご参考)

■ 遭難搜索費用保険金の考え方について（「登山コース」）

被保険者が日本国内での山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいい、これらの登山用具を使用しない軽登山も含みます。）中に遭難したことにより、その搜索・救助・移送のため搜索活動を行った方（警察官、自治体等）からの請求に基づき、被保険者（死亡した場合は法定相続人のうち、その費用を負担した方、法定相続人がいない場合は、その方に代って搜索費用を負担した方）が支払った搜索費用でかつ社会通念上妥当な費用を遭難搜索費用保険金額を限度としてお支払いします。

① 「遭難の発生」とは

「遭難」とは、一般的に「生死に関わる危険に遭遇し、自力での帰還が不可能になった状態」をいいます。なお、「遭難」が明らかでない場合は、下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山せず、保険契約者または遭難搜索対象者の親族が被保険者の搜索を次のいずれかに対し依頼したことをもって、「遭難」が発生したとみなします。

(1) 警察、消防団その他の公的機関 (2) 被保険者の所属する山岳会またはその他の山岳会

(3) 有料遭難救助隊

(例) 山岳登山中に、肺炎のため行動不能となり死亡した様な場合は、傷害死亡・後遺障害保険金はお支払いできませんが、その搜索救助活動に要した費用は、遭難搜索費用保険金として、お支払いします。

〈注意〉

本保険制度における遭難とは、山岳登山中のあらゆる事故を意味するのではなく、転滑落、吹雪、風雨・なだれ、落石、道迷い等、山岳登山に特有の事故に遭うことによっていわゆる遭難という状態になったことを意味するものです。従って、山岳登山中の事故でも、心神喪失や泥酔、単なる交通事故や、転倒によるケガ、腹痛等と同程度のものはこの特約で定める遭難とはみなしません。しかし、交通事故によるものでも、事故の結果、被保険者が谷底に転落し、搜索、救出等の必要性を生じたような場合は、山岳登山に特有な事故と考えられるので、この特約に定める遭難に該当します。病気、ケガ等により、登山続行不能となった場合は、被保険者の自力または同行したグループのみの力によって下山し得るならば遭難とは考えませんが、事故の結果下山が遅れ、救助活動を必要としたような場合には、事故の状況、形態、場所、時間的経過等を踏まえ、社会通念上の観点から遭難と判断されるものは対象とします。

② 「搜索者」の範囲

搜索には「狭義の搜索」「救助」「移送」の活動を含み、遭難者の所在がはっきりしていて、捜査の必要がなく（狭義の搜索）、救助、移送活動のみの場合でも、その活動に従事した方は搜索者となります。

搜索者は被保険者側から搜索を依頼された方に限らず、現実搜索活動に従事した方のうち、正当と認められる方はすべて含まれます。従って自発的に参加した方でも、必要と認められれば搜索者に含めます。しかし、親族等で単に現場の確認等のために参加したような方は含みません。

③ 「搜索費用」の範囲

搜索費用は搜索者からの請求に基づいて、支払った費用のうち、正当と認められる部分につき保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。

正当な部分とは「必要または有益」な部分の他、遭難の態様に応じて通常支出される費用を含むものとします。

④ 支払う保険金（搜索費用の範囲と支払基準）

① 搜索者への日当、食費、宿泊費

搜索者への日当、食費、宿泊費については、当該遭難救助隊において報酬規程（市町村役場等公的機関の証明印があるものに限り）のある場合は、その規定額としますが、規程のない場合は、原則、次の金額で定額的にお支払いします。

日当（食費、宿泊費を含め下記金額とします。）

岩場（冬山）	15,000円	一般ルート（冬山）	12,000円
岩場（夏山）	13,000円	一般ルート（夏山）	10,000円

② 搜索者の交通費

交通費は原則として必要と認められる額に限りします。

③ 医療費

医療費は遭難者の救助・移送の過程において応急手当のために要した（救助費用の一部と認められる）ものに限り認め、下山後病院等に収容後支出したものは含みません。

④ 通信費

搜索活動のために必要とした通信費

⑤ 器材費、消耗品費

ロープ、担架、袋等搜索活動に要した器材の損料、消耗品代等を対象としますが、反復使用の見込のない器材について、当該搜索のために新品を購入した場合は著しく高額にならないかぎり新品購入費を認めます。しかし高額になる場合は損料相当分をお支払いします。

- ㊦ 複数の遭難者が生じた場合の処理
同一事故で2人以上の遭難者が発生した場合、当該被保険者部分として保険金支払の対象とする搜索費用は次のように算出します。
- ㊦ 遭難者毎の区分が可能な費用
- i 当該被保険者の搜索・救助・移送のみに要した費用は当該被保険者の負担分とする。
医療費、移送費、交通費、通信費等に該当するものが多い。
- ii 日当、ヘリコプター費用等、時間的経過に伴って必要とされる費用については、当該被保険者のみの搜索中の費用については全額当該被保険者の負担分とし、他の遭難者と共通する期間の費用については遭難者数で均分します。
- 〔例〕 4人遭難
- | | 1人救助 | 2人救助 | 残り1人 |
|--|--------|--------|------|
| | この間4分割 | この間3分割 | 単独負担 |
- ㊦ 遭難者毎の区分が不可能な費用
遭難者毎の区分が不可能であるものについては、遭難者数で均分します。器材費、消耗品費等が該当する場合があります。

■ 救援者費用等保険金の考え方について（「ハイキングコース」／「トレランコース」／「スポーツクライミングコース」）

救援対象者が次の1～3のいずれかに該当したことにより費用が発生した場合に、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族が負担したA～Eの費用を救援者費用等保険金額を限度にお支払いします。

【お支払いする事由】

1. 搭乗する航空機または船舶の行方不明または遭難
2. 急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、または緊急な搜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
3. 外出中のケガがもとで180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合

【お支払いする費用】

- A. 遭難した救援対象者の搜索・救助費用
- B. 救援者の現地への交通費（救援者2名分まで）
- C. 救援者の現地での宿泊料（救援者2名分かつ1名につき14日分まで）
- D. 救援対象者を現地から移送する費用
- E. 諸雑費（20万円限度。ただし、日本国内では3万円限度。）

（注）保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。また、上記B、Cにつきましては、【お支払いする事由】2. に対しては、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

【各項目の定義】

- ① 「救援対象者」とは
普通保険約款における被保険者をいいます。
- ② 「救援者」とは
救援対象者の搜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
- ③ 「搜索者」の範囲
搜索には「狭義の搜索」「救助」「移送」の活動を含み、遭難者の所在がはっきりしていて、搜索の必要がなく（狭義の搜索）、救助、移送活動のみの場合でも、その活動に従事した方は搜索者としてします。
搜索者は被保険者側から搜索を依頼された方に限らず、現実搜索活動に従事した方のうち、正当と認められる方はすべて含まれます。従って自発的に参加した方でも、必要と認められれば搜索者に含めます。しかし、親族等で単に現場の確認等のために参加したような方は含みません。
- ④ 「搜索・救助費用」の範囲
搜索・救助費用は遭難した救援対象者を搜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した方からの請求に基づいて支払った費用をいい、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金をお支払いします。
- ⑤ 搜索・救助費用としてお支払いする保険金（支払基準）
- ① 搜索者への日当、食費、宿泊費
搜索者への日当、食費、宿泊費については当該遭難救助隊において報酬規程（市町村役場等公的機関の証明印があるものに限ります。）のある場合は、その規定額としますが、規程のない場合は、次の金額で定額的にお支払いします。
日当（食費、宿泊費を含め下記金額とします。）
一般ルート（冬山） 12,000円
一般ルート（夏山） 10,000円

- ㊦ 搜索者の交通費
交通費は原則として必要と認められる額に限りします。
 - ㊧ 遭難者の移送費
 - ㊨ 医 療 費
医療費は遭難者の救出・移送の過程において応急手当のために要した（救助費用の一部と認められる）ものに限り認め、下山後病院等に収容後支出したものは含みません。
 - ㊩ 通 信 費
搜索活動のために必要とした通信費。（救援者（親族）または救援対象者（遭難した人）が現地で支出した通信費については【お支払いする費用】E. の諸雑費枠内での取り扱いとなります。）
 - ㊪ 器材費、消耗品費
ロープ、担架、袋等搜索活動に要した器材の損料、消耗品代等を対象としますが、反復使用の見込のない器材について、当該搜索のために新品を購入した場合は著しく高額にならないかぎり新品購入費を認めます。しかし、高額になる場合は損料相当分をお支払いします。
 - ㊫ 複数の遭難者が生じた場合の処理
同一事故で2人以上の遭難者が発生した場合、当該被保険部分として保険金支払の対象とする搜索・救助費用は次のように算出します。
 - ㊱ 遭難者毎の区分が可能な費用
 - i 当該被保険者の搜索・救助・移送のみに要した費用は当該被保険者の負担分とする。医療費、移送費、交通費、通信費等に該当するものが多い。
 - ii 日当、ヘリコプター費用等、時間的経過に伴って必要とされる費用については、当該被保険者のみの搜索中の費用については全額当該被保険者の負担分とし、他の遭難者と共通する期間の費用については遭難者数で均分します。
〔例〕 4人遭難
-
- ㊲ 遭難者毎の区分が不可能な費用
遭難者毎の区分が不可能であるものについては、遭難者数で均分します。器材費、消耗品費等が該当する場合があります。
- ㊬ 保険金をお支払いしない主な場合
16ページをご覧ください。

ご加入に関するQ & A

- Q 「登山コース」と「ハイキングコース」／「トレランコース」／「スポーツクライミングコース」の違いとは？**
A 「登山コース」は、ピッケル、アイゼン、ザイル等の登山用具を使用する登山中の事故を対象としております。一方、「ハイキングコース」／「トレランコース」／「スポーツクライミングコース」は前記の登山用具を使用しない、普通の登山（ハイキング等）中の事故を対象としています。
- Q 個人だが、「登山コース」の加入タイプは、どれでも入れますか？**
A 制限はないので、年齢・性別問わず、どのタイプにもご加入いただけます。ただし、同一コースで複数のタイプの申込みはできませんので、ご注意ください。
- Q ケガの補償は山行中の事故に限りませんか？**
A 山行中に限らず、日常生活や業務中に起こった事故も補償いたします。
- Q 病気（既往症）が原因で緊急に遭難・搜索活動が必要になった場合、遭難搜索費用と救援者費用は支払ってもらえますか？**
A 16ページに記載のとおり、「登山コース」の遭難搜索費用であれば、既往症に関係なく疾病が原因で登山の続行が不可能となり、遭難といえる状態に該当するときは遭難搜索費用保険金はお支払対象となります。しかし、「ハイキングコース」／「トレランコース」／「スポーツクライミングコース」の救援者費用は急激かつ偶然な外来の事故による費用ですので、疾病が原因で事故が発生したときは、救援者費用は補償の対象外となります。
- Q 登山中の賠償責任事故は過去にどんなものがありましたか？**
A 過去、以下のような事故に対し保険金をお支払いしております。（いずれも過失による事故です。）
 - ① クライミングの確保に不備があり、クライマーが墜落し、打撲した事故。
 - ② 登はん中にビレーを解除してしまったために相手が落下し、負傷した事故。
 - ③ 沢登りの際にバランスを崩し、それを救おうとした相手が落下した事故。※保険金をお支払いするのは法律上の損害賠償責任を負われた場合に限りします。
- Q 凍傷は支払対象になりますか？**
A 急激性・偶然性の要因に欠ける場合があるため、その都度状況調査のうえで判定されます。

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、お支払いしない主な場合

※印を付した用語については、17ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
【登山コース】・【ハイキングコース】・【トレランコース】・【スポーツクライミングコース】共通	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●17ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ（運動危険等補償特約がセットされているため、コースのタイプに応じた特約に記載の運動等を行っている間のケガは、補償対象となります。詳細は17ページをご覧ください。） ●17ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額× 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の※程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額×【傷害入院の日数】 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（180日）中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×【10】 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×【5】 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
登山コース・ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース共通	傷害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約(全てのタイプ)	後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合（100%～42%）を適用すべき後遺障害*が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
【登山コース】 【ハイキングコース】 【トレランコース】 【スポーツクライミングコース】 【共通】 日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額※(0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
【登山コース】	遭難捜索費用保険金 ★遭難捜索費用補償（免責事由変更型）特約	日本国内において山岳登はんの行程中に遭難捜索対象者*が次のいずれかに該当したことにより、被保険者*が捜索費用を負担された場合 ①保険期間中に遭難された場合 ②遭難捜索対象者の遭難が明らかでない場合には、下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山せず、保険契約者または遭難捜索対象者の親族*が、遭難捜索対象者の捜索、救出または移送を次の機関に依頼したとき。 ・警察、消防団その他の公の機関 ・遭難捜索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会 ・有料遭難救助隊 （*）「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、遭難捜索対象者をいいます。ただし、遭難捜索対象者が死亡して発見された場合または捜索費用を捜索者*に支払う前に死亡された場合は、遭難捜索対象者の法定相続人のうちその費用を負担した方をいいます。	遭難捜索費用の額 捜索者*に対し、捜索*に要した必要または有益な費用のうち、捜索者*からの請求に基づき被保険者が負担された費用をお支払します。 （注1）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、遭難捜索費用保険金額が限度となります。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	日本国外における山岳登はんの行程中の遭難により発生した費用 など
	救援者費用等保険金 ★救援者費用等補償特約	救援対象者*が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者*が費用を負担された場合 ①保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院*された場合 （*）「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。	救援者費用等の額 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救援対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者*の現地 ^{（*1）} までの1往復分の交通費（救援者2名分まで） ^{（*2）} ウ. 救援者の現地 ^{（*1）} および現地 ^{（*1）} までの行程での宿泊料（救援者2名分かつ1名につき14日分まで） ^{（*2）} エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救援対象者を現地 ^{（*1）} から移送する費用 オ. 諸雑費（救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地 ^{（*1）} において支出した交通費・通信費等をいいます。）。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 （*1）事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 （*2）上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。 （注1）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気*または心身喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。） ●原因がいかなくとも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●17ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など

＜※印の用語のご説明＞ 五十音順

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 - 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救援者費用等補償特約	救援対象者※以外の医師
 - 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
 - 「救援者」とは、救援対象者※の搜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族※（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
 - 「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
 - 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*）いずれもそのための練習を含みます。
 - 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
 - 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限りです。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。
 - 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※を除きます。
 - 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
 - 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金・傷害通院保険金
 - 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金・傷害通院保険金
 - 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
 - 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療※に該当する診療行為（*2）（*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「搜索」とは、遭難搜索対象者を搜索、救助または移送することをいいます。

- 「搜索者」とは、遭難搜索対象者の搜索活動に従事した者をいいます。
- 「遭難搜索対象者」とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診療を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

補償対象外となる運動等
山岳登はん（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動
（*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 （*2）グライダーおよび飛行船は含みません。 （*3）職務として操縦する場合は含みません。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
運動危険等補償特約（全てのタイプ）	上記の「補償対象外となる運動等」のうち、特約に記載された範囲の運動等を行っている間のケガ※の場合も、傷害保険金をお支払いします。補償対象となる主な運動等は以下のとおりです。 「登山コース」では、「山岳登はん」が補償の対象となります。（ただし、標高6000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、または標高 6000m以上で山岳登はんをする場合は、対象となりません。）また、「スポーツクライミングコース」に加え、「ハイキングコース」／「トレランコース」の場合も、スポーツクライミングは補償の対象となります。 ・ボルダリング（下に衝撃吸収マットを敷いた高さ3～4メートル程度の石垣や露岩、人工壁を、プロテクションを使わずに手足のみで登るものをいいます。） ・屋内施設でのクライミング ・屋外の人工壁におけるクライミング（ただし、安全確保のためのロープを使用するものに限りです。）

急激かつ偶然な外来の事故の定義
（上記の※の用語のご説明もご覧ください。） 傷害事故といっても全ての事故が保険金支払の対象となるのではなく、それらの事故のうち、保険事故たる要件を備えた事故のみが補償の対象となります。この保険事故の要件とは “ 急激かつ偶然な外来 ” の事故という事です。たとえば、継続的な状態の下で被った傷害（例：靴ずれ、まめなど）は、急激性の要件に欠けるため、対象外となります。また凍傷に関しては急激性・偶然性の要件に欠ける場合があるため、その都度状況調査の上、判定をさせていただきます。 また「登山中に、脳卒中で岩場から転落した」「高山病」などは、疾病に起因するものであり外来の事故によるものといえず、対象外となります。

ご注意ください

- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この保険は日山協山岳共済会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社へ払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者のご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この制度でお申込人および被保険者（補償の対象者）本人*となれる方の範囲は、日山協山岳共済会の会員です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。（なお、被保険者には、普通保険約款・特約は配布しておりませんので、普通保険約款・特約が必要な場合は、お手数ですが、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。）
- ご加入いただいた後にお届けする会員証（保険加入者証）は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

事故にあわれた場合

- ＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ＜保険金支払いの履行期＞
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- ＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書・引受保険会社所定の同意書
・事故原因・損害状況に関する資料・被保険者またはその代理人の保険

金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
・引受保険会社所定の診断書・診療状況申告書・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書・死亡診断書・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて前記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 遭難捜索費用保険金、救援者費用保険金請求の場合
④遭難捜索費用保険金救援者費用保険金請求書
⑤委任状（山岳団体責任者をご請求される場合に必要。遭難者もしくは法定相続人代表者→山岳団体責任者宛）
⑥遭難捜索費用請求者の領収証およびその内訳を示す明細書・領収証類（しおりの支払保険金（遭難費用の範囲と支払基準）についてをご参照ください。
⑦山岳遭難事故届出（現認）証明書
⑧捜索活動の記録（日誌）等
⑨遭難の発生を証明する書類（警察署の証明書・新聞の切り抜き等、または上記⑨がある場合は、代用できます。）
⑩登山計画書（写）
*上記の書類以外にも、書類のご提出をお願いすることがありますのでご了承ください。
【保険金請求に関してのお願い】
日山協山岳共済会では事故にあわれた会員の方が保険金請求を行う際に、事故原因分析のためのアンケートのご提出を依頼しております。今後の遭難対策に役立てるために必要ですので、是非ご協力をお願いいたします。
- ＜代理請求人について＞
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」（*）法律上の配偶者に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
（注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
- 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
＜示談交渉サービス＞
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

**この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が
次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。**

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびM S & A D インシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

日常生活賠償の補償がない*タイプ

は、本ページの保険料となります。

前年度口座振替でご加入の方は、お申し出がない限り自動継続されます。

*保険期間中、支払事由に該当する偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償がないタイプ。賠償責任の補償についての詳細は15ページを参照ください。

○「登山コース」〈職業による区分はありません。〉

(1) 保険始期日が4月1日の方

保険金額	契約基本タイプ					
タイプ名	1L	L	1N	N	1O	O
傷害死亡・後遺障害(*)	100万円	100万円	250万円	250万円	500万円	500万円
遭難捜索費用	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円	300万円
傷害入院保険金日額	1,000円	なし	1,500円	なし	2,000円	なし
傷害手術保険金*	○		○		○	
傷害通院保険金日額	500円		700円		1,000円	
年払保険料	6,370円	3,490円	11,470円	7,330円	17,610円	11,860円

※入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払します。

(2) 中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

補償開始月	タイプ名	1L	L	1N	N	1O	O
4月		6,370円	3,490円	11,470円	7,330円	17,610円	11,860円
5月		5,850円	3,200円	10,520円	6,720円	16,140円	10,870円
6月		5,310円	2,910円	9,570円	6,110円	14,680円	9,890円
7月		4,790円	2,620円	8,600円	5,500円	13,210円	8,900円
8月		4,250円	2,330円	7,640円	4,880円	11,740円	7,910円
9月		3,720円	2,030円	6,700円	4,280円	10,270円	6,920円
10月		3,190円	1,750円	5,750円	3,670円	8,820円	5,940円
11月		2,670円	1,460円	4,770円	3,050円	7,340円	4,940円
12月		2,120円	1,160円	3,830円	2,450円	5,870円	3,950円
1月～3月		日山協山岳共済会山岳共済事務センターまでお問い合わせください。					

○「ハイキングコース」〈職業による区分はありません。〉

(1) 保険始期日が4月1日の方

保険金額	契約基本タイプ	
タイプ名	V	Ⅵ
傷害死亡・後遺障害(*)	200万円	400万円
救援者費用	500万円	500万円
傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払します。	
傷害通院保険金日額	なし	1,500円
年払保険料	1,660円	5,970円

(2) 中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

補償開始月	タイプ名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	V	1,660円	1,520円	1,380円	1,250円	1,110円	970円	840円	690円	550円	日山協山岳共済会山岳共済事務センターまでお問い合わせください。		
	Ⅵ	5,970円	5,470円	4,990円	4,480円	3,980円	3,490円	3,000円	2,480円	1,990円			

(*) 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

(注) 前年度口座振替以外でご加入の方で、継続してお振込でご加入される場合、「払込取扱票」でお手続きをしてください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人(*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー
主な特約	特約固有の被保険者の範囲		
日常生活賠償特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。		
救援者費用等補償特約	(a) 保険契約者(申込人) (b) 救援対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)		

(*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際の時ににおけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は14ページ～17ページのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
14ページ～17ページをご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
14ページ～17ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

14ページ～17ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、6、8～10、20ページの保険

金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2.保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

1、2ページをご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じた払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご確認いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は日山協山岳共済会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故

意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- 他の保険契約等(*)に関する情報
- (*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・ 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・ 普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・ 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（新規加入の方は午前0時）に補償を開始します。保険料は、1、2ページ記載の方法により払込みください。1、2ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
14ページ～17ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、1、2ページ記載の方法により払込みください。1、2ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

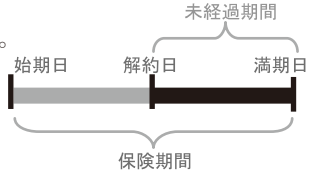
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合には、該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・ 脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・ 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

18ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

19ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 瀬田工業有限会社 TEL 03-3983-8702
FAX 03-5958-3397

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)
電話受付時間：平日9:00～20:00 / 土日・祝日9:00～17:00
(年末年始は休業させていただきます。)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

万一、ケガをされた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料) 事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】 0570-022-808
・ 受付時間[平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
・ 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・ おかけ間違いにご注意ください。
・ 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)